

# 伊勢崎商工会議所チラシ折込サービス申込書

※必ず、チラシ原案を添えて提出してください。

伊勢崎商工会議所 御中

「伊勢崎商工会議所チラシ折込サービス」運用内規に同意し、に下記のとおり申込をします。

平成 年 月 日

チラシ内容	チラシサイズ	A4	B4	A3
	金額（税別）	28,500円	33,300円	
事業所名				
所在地				
連絡先	TEL _____ FAX _____			
担当者名		折込希望日 （希望日1ヶ月 前迄に申込）	月1日発行分	
チラシ持込日 （校了日10日前迄）	月 日	支払い予定日 （発送日から 1ヶ月以内）	月 日	

NO-260401

【備考欄】

[ \_\_\_\_\_ ]

受付 \_\_\_\_\_

チラシ原案確認

会員確認

行政機関等

## 「伊勢崎商工会議所会報チラシ折込サービス」運用内規

1. 当サービスは、伊勢崎商工会議所会員事業所の発展に寄与することを目的とする。  
よって、原則として、伊勢崎商工会議所会員事業所を対象とする。
2. 当サービスは、伊勢崎商工会議所会員事業所の営業活動を助長するために、販売促進のための広告紙等書類を伊勢崎商工会議所会報に折り込み、会報の送付により会員事業所等へ配布するものである。
3. 折り込む書類については、その内容または作成責任を有する事業所に対し与信を与えるものでないこと、及び下記事項のいずれにも該当しないものとする。
  - ① 政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
  - ② 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
  - ③ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - ④ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの
  - ⑤ 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
  - ⑥ 他の会員、消費者に対し、不当な利益を与えるおそれがあるもの
  - ⑦ その他、伊勢崎商工会議所が適当でないと認めるもの
4. 広告紙等書類及びその内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
5. 当サービスに起因する手続き上のトラブルは、双方で誠意を持って対応することとする。  
また、当サービスにより生じた取引上のトラブルについては、伊勢崎商工会議所は一切の責任を負わないこととする。
6. 当サービス料金は、1事業所A4版1枚（両面可）につき28,500円（税別）、B4版またはA3版1枚（両面可）につき33,300円（税別）とする。尚、料金はチラシ持ち込み時に支払うものとする。（都合による場合は当該会報発送日から起算して1ヶ月以内に支払うものとする。）
7. 1ヶ月の折込み事業所数は5社まで（1社1枚）で先着順とする。
8. 伊勢崎商工会議所会報に折り込む広告紙等書類は、広告主で必要部数（約2,700部）を準備し、会報発行日（1日）の10日前までに、伊勢崎商工会議所に納めるものとする。  
残部が発生しても原則として返品はしない。
9. この運用規定に同意した場合、会報発行日（1日）の1ヶ月前までにチラシ案をそえて、別紙申込書に署名捺印し、伊勢崎商工会議所 総務課に提出する。本書類の提出は、申込時に毎回提出する。
10. 折込みの可否は後日、会報編集会議にて決定するものとする。

【担当課】伊勢崎商工会議所 総務課

TEL 0270-24-2211 FAX 0270-24-4362